

広報いいで 号外 7号

災害対策情報

令和4年11月10日
飯豊町災害対策本部
発行

【お知らせする内容】

- ①令和4年8月の大雨により被災した住宅の復旧・修繕について

①令和4年8月の大雨により被災した住宅の復旧・修繕について

令和4年8月の大雨により、居住する住宅に浸水等の被害を受けられた被災者が、被災住宅の復旧・修繕工事を行う場合にその費用を支援します。

◆補助対象者／次のいずれにも該当する方

- ①飯豊町に住所を有し、り災証明書の対象となる住宅に居住する方
②り災証明書の対象となる住宅の復旧・修繕を行う方

◆補助金の額(住宅1戸につき1回限り)

り災証明書の被害の程度に基づき、次に定める額のいずれかを補助

- ①半壊・準半壊の被害を受けられた方
補助対象工事に要する費用の額または45万円のいずれか低い額
②準半壊に至らない(一部損壊)の被害を受けられた方／補助対象工事に要する費用の額または22万5千円のいずれか低い額

◆補助対象工事／大雨被害と直接関係のある復旧・修繕工事のみが対象となります。すでに着工された場合や、工事が完了された場合でも、補助対象工事として申請することができます

- ①外壁・柱・基礎などの構造上主要な部分に係る修繕工事
②建具、床などの内装に係る修繕工事
③給排水設備および衛生設備に係る修繕工事

◇以下のものは、補助対象外となります

- ・ブロック塀や門扉、フェンスや擁壁などの外構に係る修繕工事
- ・倉庫や車庫などの附属建築物に係る修繕工事
- ・敷地内の砂利撤去や側溝清掃、またその作業に係る謝礼など
- ・冷蔵庫やエアコン室外機などの家電製品の設置・交換

◆申請方法

次の書類を下記申請・問合せ先まで提出してください。様式は町のホームページからダウンロードできるほか、役場地域整備課窓口でも配布します。



- ①飯豊町浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
②工事請負契約書の写し
③補助対象工事に要する費用に係る内訳明細が記載された見積書の写し
④工事着工前の被害状況がわかる写真
⑤り災証明書(コピーでも可)
⑥その他町が求める書類

※修理業者など、被災者以外の方が提出する場合は、別途委任状が必要

◆申請期限／令和5年1月31日(火)

※予算の範囲内において、先着順での受け付けとなります

◆申請・問合せ先／地域整備課建設室

☎87-0516